

特別管理産業廃棄物処理計画書

2018年6月27日

福山市長 殿

代表者 住所 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号
 氏名 三菱電機株式会社
 執行役社長 杉山 武史
 届出者 住所 広島県福山市緑町1番8号
 (上記代理人) 氏名 三菱電機株式会社福山製作所
 所長 柴田 諭
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 084-921-3211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱電機株式会社福山製作所
事業場の所在地	広島県福山市緑町1番8号
計画期間	2018年4月1日 から 2019年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙5, 6のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙5, 6のとおり	
(管理体制図)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙5, 6のとおり			
①現状	【前年度(平成 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 別紙5, 6のとおり	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙5, 6のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙5, 6のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】 別紙5, 6のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	

		【目標】 別紙5, 6のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類		
②計画	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(平成 29 年度)実績量
 計画：今年度(平成 30 年度)計画量

単位:トン/年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類										
廃油	10	9	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性産業廃棄物	0.045	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	50.93	18.26	0	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定下水汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉍さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石綿等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃油(金属を含むもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚泥(金属を含むもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸(金属を含むもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃アルカリ(金属を含むもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	60.975	27.305	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

単位:トン/年

	処理委託に関する事項										
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
特別管理産業廃棄物の種類											
廃油	10	9	10	9	0	0	0	0	0	0	
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
感染性産業廃棄物	0.045	0.045	0	0	0	0	0	0	0.045	0.045	
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定有害産業 廃棄物	廃PCB等	50.93	18.26	50.93	18.26	0	0	0	0	0	0
	PCB汚染物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定下水汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃石綿等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃油(金属を含むもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚泥(金属を含むもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸(金属を含むもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃アルカリ(金属を含むもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	60.975	27.305	60.93	27.26	0	0	0	0	0.045	0.045	

別紙 6 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

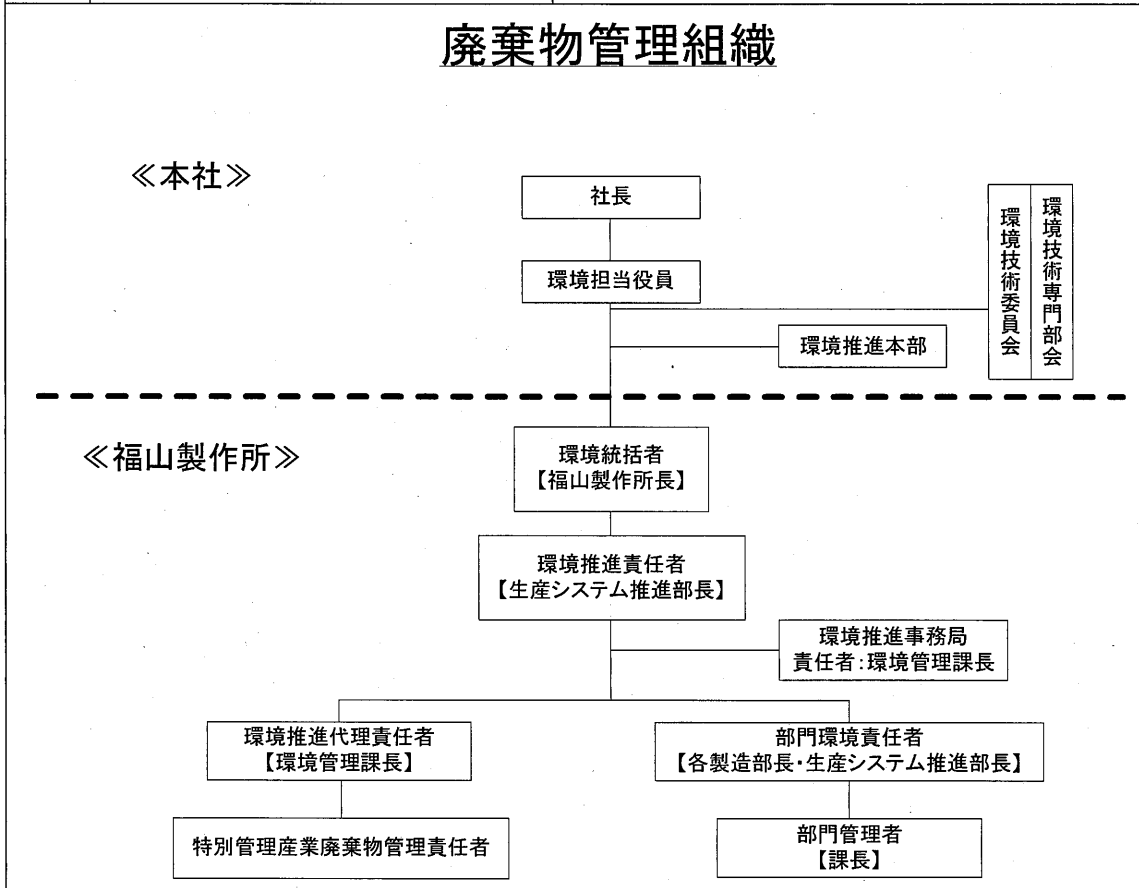
1 当該事業場において行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気機械器具製造業「29」		
② 事業の規模	764億円/年		
③ 従業員数	739人		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生源	廃棄物	処理・処分
	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">遮断器 生産設備等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">計測制御機器 生産設備等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">燃料ポンプ 生産設備等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建屋局部 変電所</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">PCB廃棄物</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">社外処理委託 (中間処理後 原材料化)</div>
	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">電子基板 組立工程</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">燃料ポンプ 製造工程</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">燃料ポンプ 品質検査工程</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">引火性廃油</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">社外処理委託 (燃料化)</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">健康増進 センター 採血</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">医療性感染性 廃棄物</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">社外処理委託 (中間処理後埋立)</div>

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

環境統括者	三菱電機株式会社福山製作所長
環境推進責任者	生産システム推進部長
環境推進代理責任者	生産システム推進部 環境管理課長
特別管理産業廃棄物処理責任者	佐藤 友泰
特別管理産業廃棄物処理責任者（感染性）	宮本 ゆか
役割	特別管理産業廃棄物処理責任者
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握 2. 処理計画の立案 3. 適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、管理票の交付・保管等） 4. 廃棄物処理法及びPCB特別措置法に則り、環境管理責任者の指揮の下PCB廃棄物の適正な保管・管理に係る実務の推進 5. 電気事業法/電気関係報告規則の届出の管理に関する実務の推進

廃棄物管理組織



3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>7. 廃油：不良品・不具合品等発生抑制による品質検査頻度の削減</p> <p>4. PCB 機器の更新に伴い一時的に排出量が増加したが更新完了後は減少</p>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>・引き続き上記取組を行なう。</p>

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>7. 廃油：社内規程を定め、分別を徹底</p> <p>4. PCB</p> <p>(ア) 高濃度・低濃度機器：型番確認・メーカー問い合わせにより判定 この判定が困難な場合は専門業者に採油・分析を委託し判定</p> <p>(イ) 高濃度安定器：型番確認・メーカー問い合わせにより判定</p> <p>ウ. 医療性感染性廃棄物：専用ゴミ箱への廃棄</p>
②計画	<p>(今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>・引き続き上記取組を行なう。</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>— (実績なし)</p>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>— (実績なし)</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) － (実績なし)
②計画	(今後実施する予定の取組) － (実績なし)

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) － (実績なし)
②計画	(今後実施する予定の取組) － (実績なし)

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・ 資源化、燃料化の推進 ・ 委託する産業廃棄物の処理状況確認
②計画	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き上記取組を行なう。